

入会のご案内（正・副会員用）

一般社団法人日本CATV技術協会

1 協会概要

本協会は、CATV施設に関する調査研究を行うとともに、CATV施設の設置及び維持に係る技術の向上及び普及を図ることにより、CATVの健全な発達普及を促進し、公共の福祉の増進に貢献することを目的として設立され、昭和50年7月、社団法人として郵政大臣（現、総務大臣）から許可を得て、平成25年4月から一般社団法人となりました。

主な事業としては、次のものを行っています。

- ① CATV施設に関する調査研究
- ② CATV施設の技術に関する調査研究及び開発
- ③ CATV施設に関する標準規格の策定
- ④ CATV施設の技術に関する講習会、研究会、講演会等の開催
- ⑤ CATV施設に係る技術者等の養成
- ⑥ CATV施設に関する雑誌、図書等の発行
- ⑦ CATV施設の申請手続等に関する指導
- ⑧ 建造物によるテレビジョン電波受信障害その他テレビジョン電波の受信に関する調査及び技術相談

2 会員の構成

CATV施設の施工業者、CATV関連機器、機材、ソフトの開発、製造、販売業者、CATV施設コンサルタント業者、電波障害調査業者、CATV研究等に経験がある個人等で構成されています。

3 入会の申込み

(1) 手続き

入会しようとする方は別添の入会申込書に次の書類を添付したもの2部を、入会しようとする支部に提出願います。会員区分は次のとおり分かれています。

- ・正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人または法人
- ・副会員 正会員の支店、支社、営業所などで本協会の事業に参加するため入会した者

(2) 添付書類

- ① 会社業務の概要
- ② 会社登記簿謄本の写しなど資本金を証明する書類
- ③ 推薦状
- ④ CATV技術者所属証明書または同等な資格技術者所属証明書
- ⑤ 建設業許可通知書の写し（施工業者の場合）

4 入会の承認

- (1) 入会のお申し込みは「会員入会資格審査規程」に基づき、幹部幹事会及び理事会の

審査を経て、入会の可否が決定されます。

(2) 入会が理事会で承認されますと、支部事務局から入会通知、会員証、入会金及び会費の納入請求について通知いたします。

5 会費等

(1) 入会金及び会費の金額

別添の「入会金及び会費に関する規程」のとおりです。なお会員は本部会費及び支部会費をお支払いいただきます。

(2) 会費の請求等

① 通常における会費の請求

会費は4月から9月分までを上期として6ヶ月分、また10月から3月分までを下期として6ヶ月分をそれぞれの期の始めに請求いたします。

(支部により事情が異なる場合があります)

② 入会時における会費等の請求

入会通知をするとともに、入会金及び会費を請求いたしますが、会費については入会のあった月の翌月から当該期の最終月までの月数分について請求致します。

(支部により事情が異なる場合があります)

③ 払い込み方法

会費等について請求がありましたら、請求書に指定してあります銀行口座へ振込手数料ご負担のうえお振込みをお願いします。

④ 提出先

協会の組織としては、下表のように本部のほかに全国を8ブロックの地域に分けそれぞれの地域に支部を設置しております。したがって、入会される方は最寄りの支部に入会し、支部会員となっていただくことになります。ただし、会員の権利は所属支部の管轄地域のみとなります。

区 別	管 轄	所 在 地	電 話
本部	全国	〒160-0022 東京都新宿区新宿6-28-8 ラ・ベルティ新宿6F	03-5273-4671
関東支部	関東及び 甲信越	〒160-0022 東京都新宿区新宿6-28-8 ラ・ベルティ新宿7F	03-5273-4673
中部支部	東海及び 北陸	〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-19-4 ロサンゼルスビル7F	052-953-1438
近畿支部	近畿	〒530-0041 大阪市北区天神橋3-5-14 小野ビル3F	06-6353-7827
中国支部	中国	〒730-0051 広島市中区大手町2-11-10 NHK広島放送センタービル12F	082-247-5347
四国支部	四国	〒761-8063 高松市花ノ宮町2-3-9 (株)四電工3F情報通信部内	087-880-5437
九州支部	九州	〒815-0081 福岡市南区那の川1-24-1 (株)九電工福岡支店ビル5F	092-521-3815

東北支部	東北	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-5-22 宮城県管工事会館6F	022-261-5808
北海道支部	北海道	〒060-0054 札幌市中央区南4条東2丁目 川村ビル2F	011-221-7235

また、それぞれ支部の中には各種の専門部会がありますので、支部会委員はいずれかの支部に所属していただきます。会員は、この部会の調査研究活動を通じたり、協会の行う講習会、講演会に参加して、CATV関係事業者として、CATV技術の研鑽に努めていただいております。

さらにCATV関係事業者として信頼性を高めCATVの普及を図るために行う協会の各種事業に協力していただいております。

入会金及び会費に関する規程

(入会金)

第1条 定款第7条の別に定める入会金は、次のとおりとする。

法人又は団体会員	100,000円
個人会員のうち正会員	50,000円
個人会員のうち賛助会員	30,000円

(会費)

第2条 定款第7条の別に定める会費は、次のとおりとする。

1. 本部会費

摘要	資本金(万円)			
	5,000以上	3,001～ 5,000	301～ 3,000	300以下
正会員	6口	5口	2口	1口
前記と同一企業の 支社又は営業所 (副会員)	2口			

注：1口当たり3,500円/月とする。

2. 支部会費

支部毎に別に定める

3. 賛助会員会費

- (1) 法人又は団体1口 10,000円/月
- (2) 個人 1口 2,500円/月

(会費の納入方法)

第3条 本部会費は、支部を通じて本部に納入する。

2 賛助会費は、支部に納入する。ただし、互恵の場合の入会金及び会費については、相手と協議して無料又は適当な金額を定めることが出来る。

3 支部会費は、支部ごとに定める。

(その他)

第4条 理事会の決定により、臨時会費を徴収することがある。

2 既納の会費の返還については、請求することが出来ない。会費については、各支部において規定された期日までに指定の場所に納入しなければならない。

附則

この規程は、一般社団法人の設立の登記の日から適用する。

会員入・退会手続規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本CATV技術協会（以下、協会という。）定款第6条及び第8条に基づき、協会会員の入・退会手続きを定めるものである。

(入会申込み)

第2条 協会の正会員、副会員又は賛助会員になろうとする者は、別添様式第1に定める入会申込書及び関係書類を入会しようとする支部に提出し、幹事会及び支部長の承認を得て、理事会の承認を受ける。

(正会員・副会員審査)

第3条 正会員又は副会員の入会に当たっては、以下の資格要件を審査する。

- (1) CATV施設の施工業者、CATV関連機器システムの開発製造販売業者、CATV施設のコンサルタント業者、又は電波障害調査業者であって、本会の定款に定める設立の目的に賛同するとともに、次の各号の要件を満たす者であること。
 - ア その業務を担当する組織があつて、当該組織の設置後1年以上経過しているか、又はこれに相当する業務経歴を有すると判断できること。
 - イ CATV技術者資格制度のエキスパート資格以上の技術者又は同等の技術力を持つ技術者を有すること。
 - ウ CATV施設の施工業者にあつては、建設業法で定める業種分類が電気通信工事業の許可業者であること。
 - エ 正会員1名以上から推薦された者であること。
 - オ 本会の目的に反する行為、又は、本会の名誉を傷つける行動をとる恐れがない者であること。
 - カ 協会が求めた場合、公的証明書（登記簿謄本等）をすみやかに提出すること。
- (2) 本会の定款に定める設立の目的に賛同するとともに、次のいずれかに該当する個人にあつて、前項エ及びオの要件を満たす者であること。
 - ア 協会の本部または支部役員経験のある者
 - イ CATV関係の学術研究に経験のある者
 - ウ 協会の専門委員経験のある者

(賛助会員審査)

第4条 賛助会員の入会にあたっては、その者が本会の定款に定める協会の設立目的に賛同するとともに、以下の要件を審査する。

- (1) 名称、住所などが確認でき、協会との連絡責任者が明確な法人、団体又は個人であること。
- (2) 本会の目的に反する行為、又は、本会の名誉を傷つける行動をとる恐れがない者であること。

(入会)

第5条 理事会において入会を承認された日をもって入会日とする。その理事会で承認さ

れた日の属する月の翌月から会費を支払わなければならない。

2 入会通知、入会金及び会費の納入請求等は、支部事務局から通知する。

(退会)

第6条 会員は、所属する支部を経由して理事長に別添様式第2に定める退会届を提出して、いつでも退会することができる。なお、既に納入された会費は、返納しない。

(入・退会に関する事務手続き)

第7条 入・退会に関する事務手続きは、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、一般社団法人日本CATV技術協会登記の日から施行する。